

西宮市初乗制福祉タクシー派遣事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な在宅の重度身体障害者・児及び重度知的障害者・児、精神障害者・児並びに高齢者に対して、タクシー（以下「初乗制福祉タクシー」という。）を派遣することにより、在宅身体障害者や高齢者等の社会参加を促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、初乗制福祉タクシーの派遣業務については、市長が適当と認める特定自動車運送事業者に委託するものとする。

(利用対象者)

第3条 この要綱により、初乗制福祉タクシーを利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市の住民として記録され、かつ、当該住所地に居住している者。但し、当該住所地に居住できない特別の事由がある場合で、市長が正当な事由と認めるときは、その西宮市内の居住地を住所とみなす。
- (2) 当該年度中につきのいずれかに該当し、一般の交通機関を利用することが困難な者
 - ① 身体障害者手帳所持者で障害の区分及び障害の程度が別表に定める者又は療育手帳所持者で障害の程度が「A」の者又は精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が1級の者
 - ② 介護保険法（平成9年法律第123号）及び要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）の規定により要介護4又は5に認定された65歳以上の高齢者、又は要介護認定を受けていないがこれに相当すると市長が認めた者（以下「高齢者」という。）
- (3) 福祉タクシー（予約制）の派遣登録者でないこと
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定される第1種及び第2種社会福祉事業によって設置された施設（社会福祉施設）の入所者又は入居者でないこと
- (5) 入院中でないこと
- (6) 西宮市在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成の受給者でないこと
- (7) 原則として、介助者1人が添乗することができる者

(登録)

第4条 初乗制福祉タクシーを利用することができる者は、あらかじめ登録申請し、審査の上、登録された者（以下「登録者」という。）とする。

2 登録者は、各年度の3月末日までの間は、予約制福祉タクシーに登録変更することはできない。

3 市長は、利用者として不適当と認める事由が生じたときは登録を取り消すことができる。

(利用開始日)

第5条 初乗制福祉タクシーの利用開始日は、登録した日とする。

(利用券の交付)

第6条 第4条に規定する登録者に西宮市初乗制福祉タクシー利用券（以下「初乗券」という。）を交付する。

2 前項の規定により交付する初乗券は、1箇月当たり4枚とし、利用開始日の属する月から当該年度分を一括交付するものとし、48枚を限度とする。ただし、利用開始日の属する月の枚数は日数割により算定し、端数を切り上げた枚数とする。

(利用券の有効期間)

第7条 利用券の有効期間は、交付した日の属する年度の末日までとする。

(利用方法)

第8条 登録者で初乗制福祉タクシーを利用しようとする者は（以下「利用者」という。）は、初乗券に表示するタクシー会社のタクシーを利用することができる。

2 利用者が、障害者割引の適用を受ける場合には、福祉タクシーの乗車時に初乗券とともに身体障害者手帳等を携行し、乗務員の求めに応じてこれを提示しなければならない。

3 利用者は、利用料金の支払い時に、乗務員を経由して初乗券を市長に提出しなければならない。

(市助成額)

第9条 1 回当たり利用料金に対する市助成額は、タクシー初乗り料金（身体障害者手帳等の提示により障害者割引を受けられる場合は割引後の料金）とする。

2 ただし、前項に定める市助成額は、700円（身体障害者手帳等の提示により障害者割引を受けられる場合は630円）を上限とする。

(利用料金)

第10条 利用者は、初乗り料金を超えるタクシー利用料金及び有料道路通行料金等を、利用者負担として、乗務員に支払わなければならない。

(紛失、破損等)

第11条 初乗券は、再交付しない。ただし、破損又は汚損した場合には、破損又は汚損した初乗券と同一枚数を再交付することができる。

(譲渡、貸与の禁止)

第12条 利用者は、初乗券を他人に譲渡し、また貸与してはならない。

(初乗券の返還等)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用者又はその代理人は速やかに初乗券を市長に返還しなければならない。

(1) 利用者が死亡し、又は第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき

(2) 初乗券の有効期間が経過したとき

(3) その他初乗券が不用になったとき

2 偽り、その他不正な手段によって初乗券を使用し、初乗制福祉タクシーを利用した者があるときは、市長は、その者に対し、初乗券の返還を命じ、登録を抹消、又は以後の交付を停止することができる。

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは登録者に対し、説明を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(様式)

第15条 申請書その他書類の様式は、別に定める。

(補則)

第16条 この要綱に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成15年10月1日から実施する。

2 平成14年4月1日実施の旧西宮市福祉タクシー派遣事業運営要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

別表

身体障害者の初乗制福祉タクシーの利用対象者

障害の区分		障害の種別	障害の程度	
視 覚 障 害		1 種	1 級及び 2 級	
肢 体 不自由	上肢不自由		1 級	
	下肢不自由及び体幹不自由		1 級及び 2 級	
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		上肢機能障害	1 級
			移動機能障害	1 級及び 2 級
内部障害	心臓機能障害		1 級	
	腎臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸機能障害			
	小腸機能障害			
	肝臓機能障害			